

V 審議会等

農政部関連審議会等一覧

【No.1】

審議会等の名称	宮城県産業振興審議会 (農業部会)		担当課室	農業政策室
設置年月日	平成12年7月			
設置根拠	産業振興審議会条例（平成12年宮城県条例第109号）			
審議（協議）事項等	○知事の諮問に応じ、産業の振興に関する重要事項を審議する。			
委員数等	定員	現員	任期	次期改選
	20人以内	20人 (うち農業部会6人)	2年	2025. 7

【No.2】

審議会等の名称	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度 運営委員会		担当課室	みやぎ米推進課
設置年月日	平成18年3月			
設置根拠	宮城の環境にやさしい農産物認証・表示制度運営委員会条例 (平成18年宮城県条例第39号)			
審議（協議）事項等	○知事の諮問に応じ、農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を低減して生産される農産物の認証及び表示の制度の運営に関する重要事項を審議する。			
委員数等	定員	現員	任期	次期改選
	10人以内	9人	2年	2026. 4

【No.3】

審議会等の名称	主要農作物品種審査会		担当課室	みやぎ米推進課
設置年月日	昭和27年12月			
設置根拠	主要農作物種子条例（令和元年宮城県条例第59号）			
審議（協議）事項等	○知事の諮問に応じ、県内に普及を促進する主要農作物（稲、大麦、小麦及び大豆をいう。）の優良品種に関する重要事項を調査審議する。			
委員数等	定員	現員	任期	次期改選
	10人以内	10人	2年	2023. 4 (以降、随時)

【No.4】

審議会等の名称	宮城県農村振興施策検討委員会	担当課室	農山漁村なりわい課	
設置年月日	平成19年10月			
設置根拠	農村振興施策検討委員会条例（平成19年宮城県条例第78号）			
審議（協議）事項等	○知事の諮問に応じ、農村の振興のための施策に関する重要事項を調査審議する。			
委員数等	定員	現員	任期	次期改選
	8人以内	8人 (他に専門委員3人)	2年	2024.6